

入札説明書

この入札説明書は、物品等の購入契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和3年1月8日

2 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 水道用塩化第二鉄液 9,000kg（予定）
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 納入の場所 北谷町字宮城1-27 海水淡水化センター（北谷浄水場）

3 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）（以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県企業局発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (4) 沖縄県内に本店があること。
- (5) 仕様書に示す品質規格に適合する物品の納品が可能であること。

4 入札に参加することができない者

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者。

5 本調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 入札、契約及び仕様書等に関すること

沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 電話番号 098-866-2803 FAX番号 098-866-2819

6 現場説明会 実施しない。

7 入札説明書及び仕様書に対する質問及び回答は書面により行うこととする。

(1) 提出期間

令和3年1月12日（火）から同月29日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所

5(1)に定めるところにより提出する。

(3) 提出方法

持参又はファクシミリ送信により提出すること。なお、ファクシミリでの提出の場合は、必ず電話により到達確認を行うこと。

ア 回答日：令和3年2月2日（火）正午より

イ 閲覧期間：回答日から令和3年3月5日（金）

ウ 閲覧場所：沖縄県企業局総務企画課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 FAX 番号 098-866-2819

8 入札参加資格審査申請書の提出等

(1) 本調達契約の入札参加希望者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い一般競争入札参加資格審査申請書及び関係書類（以下「資格審査資料」という。）を提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。当該資格の確認は、資格審査資料提出期限の最終日をもって行う。

なお、期限までに資格審査資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(2) 資格審査資料の提出期間

令和3年1月12日（火）から同月29日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 資格審査資料の提出場所

沖縄県企業局総務企画課建設業務指導班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話番号 098-866-2803

(4) 資格審査資料の提出方法 持参又は郵送により提出すること。

(5) 資格審査資料の作成

提出書類は、次に掲げる書類とする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書（別紙様式1） 1部

イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書 1部

ウ 誓約書及び安定供給保証書（別紙様式2-1、2-2） 1部

エ 品質等を証明する書類 1部

(6) 提出された資格審査資料は、返却しない。

(7) 競争入札参加資格の審査結果

一般競争入札参加資格審査結果通知書により令和3年2月19日(金)までに通知する。
資格の有効期間は通知日から契約締結日までとする。

9 入札の方法

(1) 入札書の記載

本件は単価契約であるため、入札金額は1kgあたりの金額(少数点以下第2位まで)を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された1kgあたりの金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札日時及び場所

ア 日時 令和3年3月5日(金) 午前11時

イ 場所 沖縄県企業局(県庁12階)第3会議室
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

(3) その他

ア 入札の際に8(7)に掲げる一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを持参すること。

10 入札及び開札の立会い等

(1) 入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

11 入札保証金に関する事項

(1) 見積る契約金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に沖縄県公営企業管理者 企業局長を被保険者とする入札保証保険契約(見積る契約金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2ヶ年の間に履行期限が到来した契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

(2) 入札保証金の納付期限等の詳細については「入札保証金説明書」を参照すること。

12 契約保証金に関する事項

(1) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ア 保険会社との間に沖縄県公営企業管理者 企業局長を被保険者とする契約保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2ヶ年の間に履行期限が到来した契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

13 その他

(1) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 入札書の表記金額を訂正した入札
- ④ 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- ⑤ 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- ⑥ 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- ⑦ 連合その他不正の行為があった入札
- ⑧ その他入札に関する条件に違反した入札
- ⑨ 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- ⑩ この入札説明書に示した事項の他、資格審査資料等に虚偽の申請をした者が行った入札

(2) 落札者の決定方法

ア 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した者が参加の条件を満たし、かつ、契約の内容を履行することができることを確保するため、当該入札書を提出した者に照会するものとする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 再度入札等

ア 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は原則2回とする。

イ 13(1)における無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。(ただし、13(1)無効の入札の③または④に該当する場合は除く。)

ウ 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

(4) 代理人が入札に出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。

(5) 入札参加者は、仕様書及び入札説明書を熟読の上、入札に参加すること。